

浜浦横流し 警察捜査を 議員有志 市へ要望

業者資格失墜

告発も辞さぬ

7月2日付の柏原新聞や産経新聞、毎日新聞が報じた浜浦クリーンによる事業系収集業務違反行為について柏原市議会議員有志が別稿の要望書を16日、岡本市長に提出。市に対し、議で要望書の内容を説明し、早急に捜査を当局に依頼するよう迫り、告発も辞さないとしている。

市内の事業所から出た廃棄物は、すべて柏原、羽曳野、藤井寺3市組合のクリーンセンターに搬入するのが許可条件。浜浦クリーンは、この許可条件に違反し、5月、収集廃棄物のスチール製棚板数枚を再生業者に持ち込み換金していたとして市は7月31日から3日間の業務停止処分とした。

有志の9議員は今回の事件は事業所から出た廃棄物だったが、一般世帯からの家庭系資源ゴミも同様の横流し行為がなかったかどうか、真相を解明するため警察に捜査を委ねることを強く要望している。

浜浦側は争う構え

柏原市より収集業務停止処分を受けた浜浦クリーンは「業務許可条件に違反す

る行為でない」とし次の2点を主張、処分の取り消し訴訟を起こす構え。

A・柏羽藤クリーンセンターに搬入せず民間業者に搬入したスチール棚は、有

効物であるので廃棄物処理法にいう「廃棄物」には当たらない。従って「収集した廃棄物を柏羽藤環境事業組合に搬入すること」という許可条件に違反していない。

B・上記許可条件は廃棄物処理法が、付すことができる規定する「生活環境の保全上必要な条件」にはあたらない。単なる「寄付の強請」である。よって今

要望書

平成21年7月16日

柏原市長 岡本泰明殿

新聞報道によると、柏原市から委託を受けた事業系一般廃棄物運搬業務受託業者、(有)浜浦クリーンが、業務途中に有価物を再生業者に売り払い利益を得たとして業務停止処分を受けるとのことである。

いやしくも市の委託業者として、委託を受けた業務に便乗して市民の財産たる資源性のゴミを掠め取るとは、言語道断である。速やかに業務委託契約を停止されてもおかしくない事件であるが、業務停止期間は3日間で休日を含め実質的には1日という曖昧な処分である。しかも、処分に至るまでに議会への報告や相談がなかったことは極めて遺憾である。

そもそも、柏原市の家庭ゴミは市民の厚意と努力によって細かく分類されて出されている。今回同様、市民によって分類された一般家庭ゴミから資源物を抜き取り、運搬途中で資源業者に売り払い、私腹を肥やしているとなれば、市民の資源保護精神に対する著しい背信行為であり、受託業者たる資格はその時点で失墜していると言える。

市としての調査には限界があり、今回の処分内容に至ったことは理解するが、我々柏原市議会議員としては家庭系ゴミでの同様の行為の有無等、真相を解明するために柏原警察の捜査に委ねられることを強く要望する。

また、今後の捜査経過や結果についても、状況を把握された時点で、我々市議会へもご報告されることを申し添えます。

柏原市議会有志
笠井和憲、山下亜緯子、土井真次、竹田清一、奥山渉、中野広也、巽繁、大坪教孝、寺田悦久議員